

2015年12月7日

グローバル・セキュリティ株式ファンド (3カ月決算型)／(年1回決算型)

追加型投信／内外／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 各ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 各ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

みずほ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号

受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する照会先

みずほ投信投資顧問株式会社

■ 電話番号 0120-324-431

[受付時間: 営業日の午前9時～午後5時]

■ ホームページアドレス

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「グローバル・セキュリティ株式ファンド(3ヵ月決算型)」、「グローバル・セキュリティ株式ファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2015年11月20日に関東財務局長に提出しており、2015年12月6日にその届出の効力が生じております。

◇上記の投資信託を総称して「グローバル・セキュリティ株式ファンド(3ヵ月決算型)／(年1回決算型)」ということがあります。また、「グローバル・セキュリティ株式ファンド(3ヵ月決算型)」を「3ヵ月決算型」、「グローバル・セキュリティ株式ファンド(年1回決算型)」を「年1回決算型」、それぞれを「ファンド」ということがあります。

- 各ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- 各ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページに掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします(交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。)。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類及び属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
3ヵ月決算型	追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券) ^{※1}	年4回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	なし
年1回決算型	追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券) ^{※1}	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社の情報(2015年8月末現在)

委託会社の名称	みずほ投信投資顧問株式会社
設立年月日	1964年5月26日
資本金	20億4,560万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆4,477億円

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式(預託証券(DR)を含みます。以下同じ。)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

I 日常生活に不可欠な「情報・身体・移動等の安全」を支える製品・サービス*1を提供する企業*2の株式を主要投資対象とします。

※本書において、*1を「セキュリティ関連事業」、*2を「セキュリティ関連企業」といいます。

- ◆ 日本を含む世界各国(地域を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みません。)している株式に投資を行います。
- ◆ 株式への投資にあたっては、セキュリティ関連企業の中から、個別企業の製品・サービスや経営陣の質、利益成長性等の分析を行い、投資銘柄を選定します。

＜運用にあたり注目する投資テーマと、セキュリティ関連事業の例＞

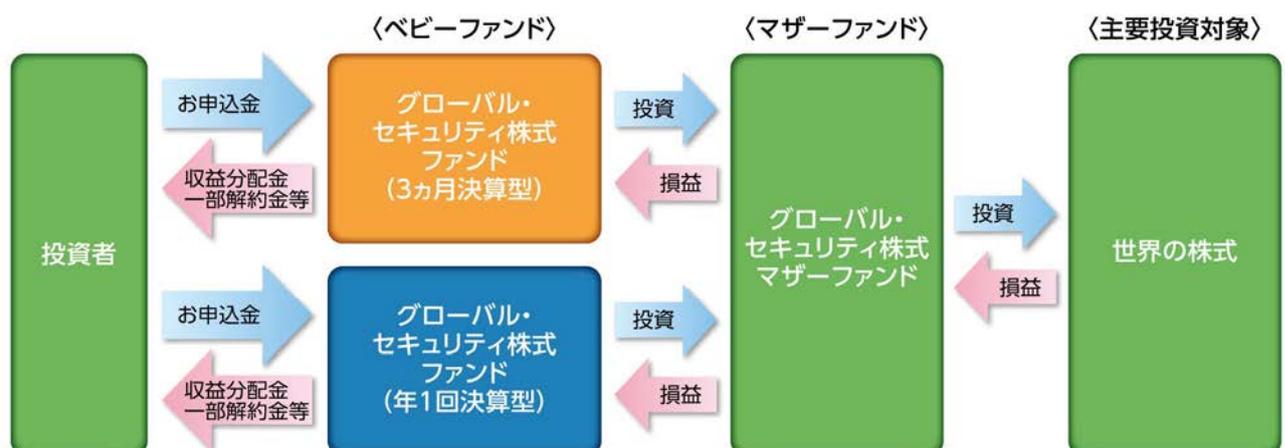
	投資テーマ	セキュリティ関連事業の例
情報の安全	①IT(情報技術)	ウィルス対策、ネットバンキングシステム
身体の安全	②防犯	防犯・監視システム、生体認証システム
	③健康	ワクチン製造、自動医療診断システム
	④環境	廃棄物処理、環境(水質等)検査サービス
移動の安全	⑤輸送	自動運転装置、交通管制システム

※投資テーマ等は、今後変更される場合があります。

- ◆ 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ◆ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ◆ 各ファンドは、「グローバル・セキュリティ株式マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式について＞

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



1 ファンドの目的・特色

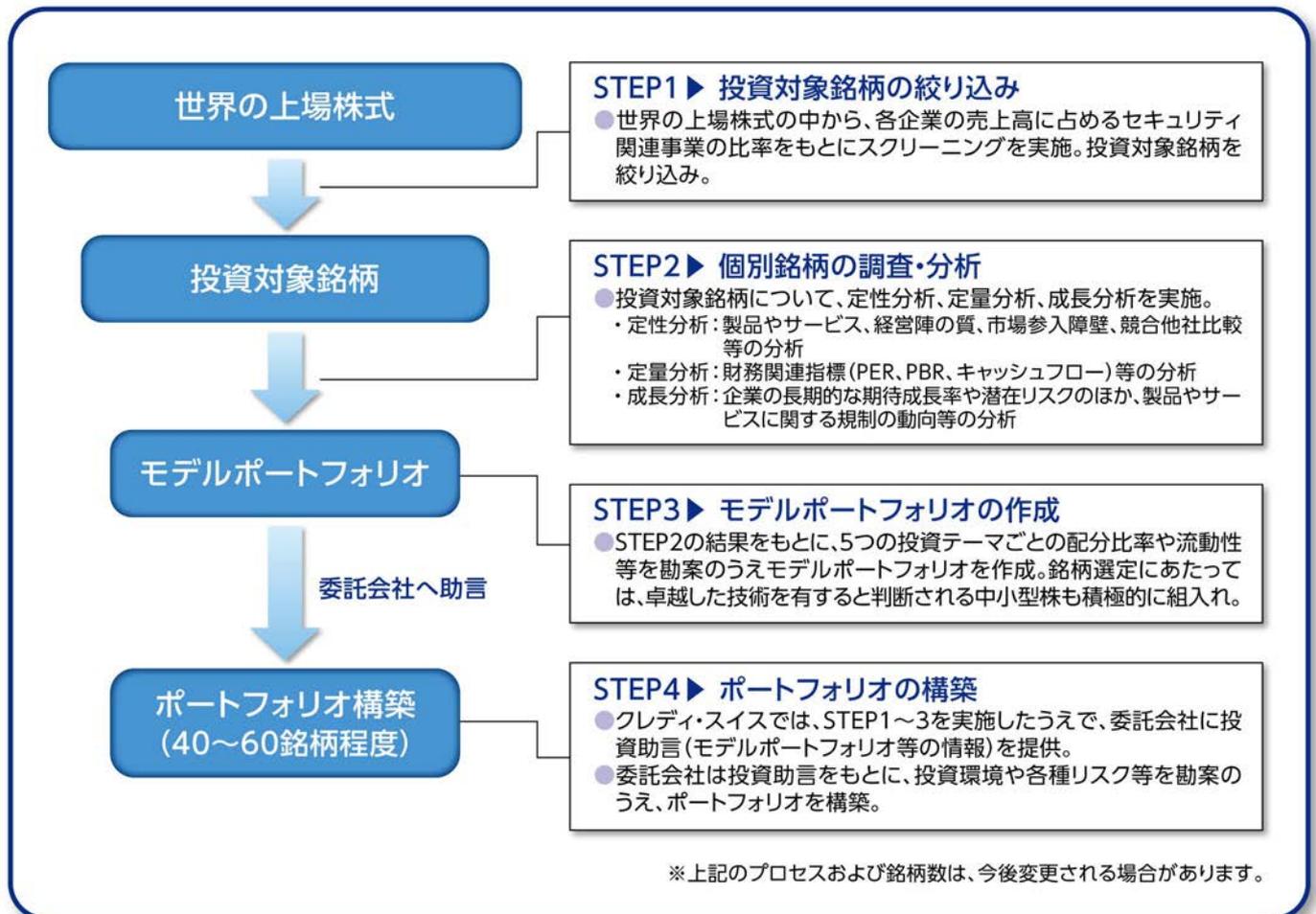
II 運用にあたっては、クレディ・スイスの投資助言を活用します。

クレディ・スイス(正式名称:クレディ・スイス・グループAG)について

- ◆ クレディ・スイスは、1856年にスイスで設立された世界有数の金融機関で、各種金融サービスをグローバルに展開しています。
- ◆ クレディ・スイスのアセット・マネジメント部門は、スイス(チューリッヒ)を本拠として全18カ国に運用拠点を配しており、運用資産総額は、約4,214億米ドルを誇ります。(2015年6月末現在)

● 運用プロセス

利益成長性を重視した分析に基づき厳選した銘柄に長期投資することを目指します。
また、卓越した技術力を有すると判断される中小型株にも積極的に投資します。



Ⅲ 決算頻度の異なる2つのファンドからお選びいただけます。

◆ 年4回決算を行う「3ヵ月決算型」と年1回決算を行う「年1回決算型」があります。

☞「3ヵ月決算型」は、年4回の決算時(原則として3月、6月、9月、12月の各17日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行うことを目指します。

☞「年1回決算型」は、毎年12月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

◆ ファンド間でスイッチング(乗換え)ができます。



※ 販売会社によっては、「3ヵ月決算型」もしくは「年1回決算型」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合、スイッチングの取扱いを行わない場合等があります。

詳しくは、後掲「手続・手数料等」の「お申込みメモ」をご参照ください。

■ 分配方針

3 カ 月 決 算 型	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
年 1 回 決 算 型	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デ リ バ ティ ブ 取 引	デリバティブ取引を利用することができます。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**



株価変動リスク

各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、各ファンドは株式の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、各ファンドはセキュリティ関連企業の株式を主要投資対象としますので、世界の株式市場全体の値動きと各ファンドの基準価額の値動きは大きく異なることがあります。加えて、各ファンドは中小型株にも積極的に投資を行うため、各ファンドの基準価額の値動きは株式市場全体の平均的な値動きや大型株の値動きに比べ、より大きくなる場合があります。



為替変動リスク

各ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、各ファンドは中小型株にも積極的に投資を行うため、株式市場全体の平均や大型株に比べ流動性リスクが大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「信用リスク」、「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

その他の留意点

- ◆ 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆ 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ 各ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理および運用実績の分析・評価を行い、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて提言等を行います。一方、トレーディング部門は売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。これらのリスク管理の結果はリスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ ファンドの換金に対応するため、運用部門は組入資産の市場での流動性および換金の状況をモニターしています。

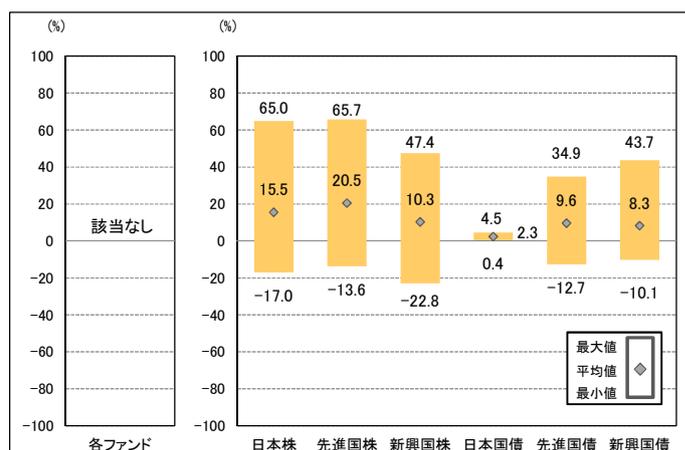
※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較 (2010年9月～2015年8月)

◆各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各ファンドは、2015年12月18日より運用を開始する予定のため、記載すべき該当事項はありません。

◆各ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2010年9月～2015年8月の5年間ににおける年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。

各ファンドは、2015年12月18日より運用を開始する予定のため、各ファンドの年間騰落率については該当ありません。

代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

日本株: 東証株価指数 (TOPIX) 配当込み

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み・円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (ヘッジなし・円ベース)

※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外(先進国・新興国)の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数 (TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク (以下、MSCI) が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス (除く日本)」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 運用実績

(2015年11月20日現在)

基準価額・純資産の推移

各ファンドは、2015年12月18日より運用を開始する予定のため、記載すべき該当事項はありません。

分配の推移

各ファンドは、2015年12月18日より運用を開始する予定のため、記載すべき該当事項はありません。

主要な資産の状況

各ファンドは、2015年12月18日より運用を開始する予定のため、記載すべき該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

各ファンドは、2015年12月18日より運用を開始する予定のため、記載すべき該当事項はありません。
また、各ファンドにはベンチマークはありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間: 2015年12月7日から2015年12月17日まで 継続申込期間: 2015年12月18日から2017年3月17日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口=1円) ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が指定する期日まで(当初申込期間は当該期間中)にお支払いいただきます。
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間: 販売会社の営業時間内とします。 継続申込期間: 原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	継続申込期間において申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金・スイッチングのお申込みができません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	信託財産の効率的な運用または投資者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合(換金の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
スイッチング(乗換え)	各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行うことができます。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合等があります。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。
信託期間	2025年12月17日まで(2015年12月18日設定)

4 手続・手数料等

繰上償還	<p>委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が20億口を下回る時となる時。
決算日	<p><3ヵ月決算型> 毎年3月、6月、9月、12月の各17日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p><年1回決算型> 毎年12月17日(休業日の場合は翌営業日)</p>
収益分配	<p><3ヵ月決算型> 年4回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p><年1回決算型> 毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。 ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。</p>
信託金の限度額	各ファンド1,000億円を上限とします。
公告	原則として、ホームページ(http://www.mizuho-am.co.jp/)に電子公告を掲載します。
運用報告書	<p><3ヵ月決算型> 6月および12月のファンドの決算時ならびに償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書(全体版)」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。</p> <p><年1回決算型> ファンドの決算時および償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書(全体版)」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。</p>
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>
その他	販売会社によっては、「3ヵ月決算型」もしくは「年1回決算型」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
項目	費用の額・料率	費用の概要	
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※2015年12月7日現在の手数料率の 上限は3.24%(税抜3%) です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価	
信託財産留保額	1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して、 0.3% の率を乗じて得た額	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)			
項目	費用の額・料率	費用の概要	
運用管理費用(総額)	年率 1.8576% (税抜 1.72%)	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末(「年1回決算型」においては毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)または信託終了のときに信託財産中から支払われます。	
配 分 税 抜	(委託会社)	年率 0.93%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	(販売会社)	年率 0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
	(受託会社)	年率 0.04%	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
委託会社の運用管理費用には、クレディ・スイスへの投資顧問報酬が含まれます。			
その他の費用・手数料			
主な項目	費用の概要		
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等		
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用		
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費		
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用		
組入る有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料		
<p>※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。</p> <p>※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。</p>			

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

4 手続・手数料等

■税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2015年8月末現在のものであります。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円(2016年以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。